

大分市災害時多言語通訳サービス(Oita City Multilingual Disaster Distress Call Center)

災害時における外国人や訪日観光客とのコールセンターを通じた通訳サービスを提供しています。対応言語や利用方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。(The City of Oita provides interpreting services via a call center for foreign residents and tourists to help with communication in times of disaster. Please refer to the City of Oita homepage for further details.)
 国際化推進室(☎537-5719)

フリーマーケット

出店者募集 無料

- 日時:8月4日(日) 午前10時～午後1時(雨天中止)
- 対象:市内・由布市居住の個人またはグループ(販売業者、専門業者、高校生以下のみの参加は不可)
- 出店商品:日用雑貨、衣類、おもちゃ、スポーツ用品などで、使用可能なもの(食品、動・植物、危険物、違法コピー商品などは不可)
- 募集店数とスペース:55店(多数時は抽選) 3m×3m程度
- 申込み・場所・☎ 往復はがきに、代表者の住所・氏名・年齢・電話番号、参加人数、出店内容(商品の種類と数)を記入し、7月19日(金)〈必着〉までにエコライフプラザ(〒870-1205 大字福宗618 ☎588-1410)へ。

「森林セラピー KIDS!夏の友」参加者募集

- 日時:8月4日(日) 午前9時～午後2時
- 場所:県民の森キャンプ場(大字高原)
- 内容:森林散策、薫製づくり、リポートレッキングなど
- 対象・定員:市内居住の小学生35人とその保護者(多数時は抽選)
- 参加料:1人500円(材料費など)
- その他:昼食は各自持参
- 申込み・☎ はがきまたは市ホームページの専用フォームに、イベント名、子どもの氏名(ふりがな)・学年・性別、参加する保護者の氏名・住所・電話番号を記入し、7月22日(月)〈必着〉までに林業水産課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎585-6013)へ。

第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会委員募集

- 任期:8月～令和3年3月
- 対象:市内に居住または通勤・通学する20歳以上の人、国や地方公共団体の議員または職員でない人、平日開催の会議に出席できる人(今年度中に2回、来年度に4～6回程度)
- 定員:2人以内(書類選考)
- 謝礼:1回7,000円
- 申込期間:7月1日(月)～19日(金)
- 申込み・☎ 詳しくは、文化国際課に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。

8月から使用する国民健康保険被保険者証(薄い青色)を7月中旬に簡易書留で郵送します

簡易書留は、原則、宛先人への手渡しです。不在の場合は「不在連絡通知書」がポストなどに入ります。
 ◎8月～令和2年7月に75歳となる人へ
 誕生日前日まで有効の被保険者証を送ります。誕生日から使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の前月に後期高齢者医療広域連合から郵送されます。
 ◎退職者医療制度に該当し、8月2日～令和2年7月1日に65歳となる人へ
 誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)まで有効の被保険者証を送ります。誕生月の翌月から使用する被保険者証は、誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までに郵送します。
 ☎ 国保年金課(☎537-5736)

後期高齢者医療被保険者証などを送付します

- ①新しい保険証の送付
 後期高齢者医療の新しい保険証を7月中旬に送付します。8月以降は新しい保険証を使ってください。有効期限は、令和2年7月31日です。新しい保険証は桃色です。
- ②令和元年度保険料額決定通知書等の送付
 7月中旬に決定通知書等を送付します。保険料の納め方は、通知書内の「期別(徴収月別)保険料額」をご覧ください。
 ☎ 国保年金課(☎537-5736)

募集

生涯学習指導者募集

- 活動内容:公民館や地域の団体の依頼に応じた、生涯学習の指導
- 対象:指導するための知識や経験がある個人・団体
- 分野:趣味一般、レクリエーション、スポーツ、文化・芸術など ※営利目的の活動や政治活動、宗教活動は除く
- 申込み・☎ 詳しくは、社会教育課(第2庁舎4階 ☎537-5722)または各地区公民館に備え付けの申請書をご覧ください。

製造業を営む市内の中小企業の設備投資費用を補助します

- 補助対象経費:自社で所有または賃借している工場の内部設備の購入費用(中古も可)
- 補助額:補助対象経費の3分の1(上限200万円)
- 受付期間:7月1日(月)～22日(月)
- その他・☎ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。商工労政課(☎585-6011)へ。

がけ崩れなどの防災工事費用を助成します

- 対象:●がけ地の高さがおおむね5m以上で、傾斜度が30度以上 ●がけ地の危険区域内に現在も住居があり、同じ敷地内に移転可能な土地がない ※がけ地が人為的なものでその責任が明らかなものや、宅地造成工事によるもの、県が行う防災(急傾斜)事業などは対象外です。
- 助成対象工事:コンクリート擁壁、石積み・ブロック積み擁壁、落石防止柵など
- 助成対象者:土地の所有者または管理者、被害を受ける恐れがある人
- 助成金額:工事、設計測量などに要する費用に、助成率10分の8を乗じた額で、1戸当たり600万円が限度。
 ※助成は対象戸数が1～4戸の場合。5戸以上については、県の防災(急傾斜)事業の対象となります。
- 申請受付締め切り:10月31日(木)
- ☎ 河川課(☎537-5632)

送付と振込

介護保険負担割合証を送付します

要介護・要支援等の認定者には、介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した負担割合証を送付しています。現在交付している負担割合証の有効期限は7月31日(水)までです。改めて前年の所得に基づいて判定を行い、7月中旬に負担割合証を交付し郵送します。申請は不要です。
 8月1日以降に介護保険サービスを利用するときは、新しい負担割合証をサービス事業所に提示してください。
 ☎ 長寿福祉課(☎537-5742)

マイナンバーカードの出張申請補助サービスを行います

マイナンバーカードの普及促進のため、企業や団体内でカードの申請希望者が10人以上いる場合、職員が訪問して無料で顔写真を撮影するなど、申請に必要な手続きをお手伝いします。サービスを利用するには、事前申込みが必要です。
 ■期間:7月～12月
 ■その他:来庁者に対する申請補助サービスも行っています。
 ☎ 市民課(☎537-5734)

高温となった遊具やベンチなどに注意しましょう

遊具やベンチが強い日差しに熱せられて高温になり、やけどをする恐れがあります。使用する際は、十分に注意しましょう。
 ☎ 公園緑地課(☎537-5638)



都市計画課(☎537-5636)からのお知らせ

- ◎都市計画の変更にかかる案をお見せします
 ■内容:東原二丁目地区地区計画(決定)、用途地域(変更)
 ■縦覧期間:7月3日(水)～17日(水)
 ■その他:市民および利害関係のある人は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。
- ◎都市計画を変更したのでお見せします
 ■内容:用途地域の変更、道路(下郡山手線)の変更、公園(敬老公園)の変更、緑地(明野緑地)の変更、高度利用地区の決定、市街地再開発事業(末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業)の決定、地区計画(末広町一丁目地区地区計画)の決定、駐車場(大手町駐車場)の廃止、駐車場(大手町第二駐車場)の決定
 ☐縦覧場所 都市計画課(本庁舎7階)

海水浴場水質調査結果をお知らせします

海水浴場開設前に調査した結果、大志生木海水浴場、こうざき海水浴場は「水浴適」、田ノ浦ビーチは「水浴可」で、すべて海水浴場の基準を満たしています。
 ☎ 環境対策課(☎537-5753)

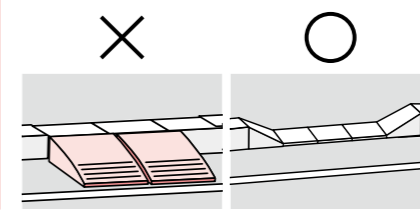


令和元年度国民年金保険料免除申請は7月1日(月)から

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度がありますのでご利用ください。ただし、前年度に全額免除・納付猶予を承認された人で、「継続審査」を希望した人は、申請の必要はありません。
 なお、失業等による特例免除承認者は、毎年度申請が必要です。
 ■申請場所:国民年金室(本庁舎1階⑩番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所
 ◎今年度から「継続審査」が変わります
 前年度中に継続審査を希望した人のうち「納付猶予」を承認された人が、申請時にあらかじめ「全額免除」を希望した場合、「全額免除」「納付猶予」の順で審査されます。
 ☎ 国民年金室(☎537-5617)

道路上に乗り入れブロックを置かないでください

車の出入りのために、乗り入れブロックや鉄板などを道路に置くと、歩行者やバイク、自転車が転倒することがあります。また、雨水の流れを止め、冠水の原因となることがあります。道路上に乗り入れブロックなどを設置しないでください。
 ☎ 土木管理課(☎537-5992)
 ※なお、歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができます。詳しくは、道路維持課(☎537-5769)へ。



お知らせ

国保年金課からのお知らせ
 (1)☎537-5735
 (2)☎537-5736

- ①限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は7月23日(火)から
 現在発行している認定証は、7月31日(水)で有効期限が切れます。入院などで必要な人は、新たに申請してください。
 ■申請時間:午前8時30分～午後6時(本庁舎以外は午後5時15分まで)
 ■申請場所:国保・後期高齢者医療窓口(本庁舎1階⑨番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所
 ■対象:国民健康保険加入者で、国民健康保険税が完納世帯の人 ※70歳以上の人は認定証が不要な場合もあります。
 ■申請に必要なもの:国民健康保険被保険者証、長期入院該当者(申請月以前の12カ月間に非課税期間の入院日数が90日を超えている場合)は病院などが発行する領収書など、本人のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類(運転免許証など)
- ②国民健康保険(国保)税の特別徴収
 10月から特別徴収(年金天引き)となる世帯主には、7月中旬に「国保税特別徴収額決定通知書」を送付します。

公共下水道が整備されたら接続をお願いします

下水道が整備された地域で、浄化槽を使用している家庭は1年以内に、くみ取り便所を使用している家庭は3年以内に下水道に接続してください。
 ☎ 上下水道局営業課(☎538-2416)

幼い命を車内放置事故から守りましょう

この季節、車内に残された子どもが熱中症で死亡する事故が発生しています。車内は短い時間でも50℃以上の高温になり危険です。子どもの車内放置は絶対にやめましょう。
 ☎ 子ども家庭支援センター(☎537-5688)